

## メキシコ これ以上拷問被害者を出さないために

2012年、クラウディア・メディナさんは、凶悪な犯罪組織の一員であるという疑いで拘束され、起訴されました。彼女は起訴内容をきっぱり否認しました。しかし、電気ショック、殴打、性的暴行、炎天下での放置などさまざまの拷問を受け、内容を知らされないまま供述書の署名を強要



されました。1カ月後、幸いにして容疑はほぼすべて取り下げられ、保釈されました。

メディナさんは連邦検察局に申し立てを起こしました。また専門家にも依頼して、国連基準に沿った医学検査を受けました。検査結果は主張を裏付けるものでした。しかし、連邦検察局は2年たった今も調査に着手していません。

この申し立てについて、徹底した調査を行い、結果を開示し、加害者の責任を法廷で問うよう、メキシコ連邦検察局に要請してください。

### [アピール文]

Dear Attorney General ;

I am writing this letter to demand justice for Claudia Medina who was accused of being a member of gang, that is not true. She was forced to sign a testimony she had not even read.

You will be asked to investigate the torture that she has claimed she has suffered during interrogation. I also urge you to ensure the investigation includes a medical and psychological examination in accordance with International standard.

### [送り先]

Attorney General of the Republic(検事総長)

Jesús Murillo Karam

Fax: +52 55 5346 0908

Email: ofproc@pgr.gob.mx

## 奥西 勝さんの支援を引き続きお願いします！

人生の半分以上を獄中で過ごしてきた奥西勝さん(88歳)は、現在八王子医療刑務所に収容されていますが、危篤の状態にあります。



強要された「自白」を根拠とした死刑判決から44年、奥西さんは一貫して無実を訴え続けてきました。

奥西さんは、1961年3月に三重県名張市葛尾の公民館での集まりで、ぶどう酒に毒を混入して女性5人を殺害したとして、死刑判決を受けています。早朝から深夜まで5日間にわたる取調べで「自白」に追い込まれたものの、その後は無実を主張。一審では無罪判決が言い渡されました。しかし、1969年の高裁で判決は覆り、1972年に最高裁で死刑が確定しますが、この有罪判決には多くの疑問があります。

奥西さんは、44年間無実を訴え続け、これまでに8度再審を請求しています。2005年には科学鑑定に基づき再審開始の決定が出ましたが、後にその決定が覆されました。

奥西さんは日本の高齢死刑囚の一人で、病の床で、身の潔白を証明するために闘い続けています。奥西さんの支援者は、彼を精神的に支えるために支援のメッセージを送るよう呼びかけています。皆さんもぜひ支援のメッセージを送って下さい。8月末までお願いします。

### [送り先]

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

アムネスティ・インターナショナル日本

奥西勝さんへのメッセージ係

## パラグアイ：先住民族の土地返還運動が前進！

パラグアイの先住民族サウォヤマシャのコミュニティは、一方的に民間企業に売却された先祖伝来の土地の返還を求めて、20年以上闘ってきました。アムネスティでも、2012年から「緊急行動」などでコミュニティへの土地返還を当局に訴える運動を展開していました。

この4月24日、国が企業から土地を収用し、先住民族に土地と所有権を返還する法案が両院を通過。大統領も署名



し、同法は発効されました。これで、平穏な生活にもどれる先住民族の人びとの喜びは、言葉にはならないでしょう。

これまで政府への働きかけに参加して下さったすべての方々、ありがとうございました！

## スーダン:死刑判決の女性が無罪に！

スーダン人女性のキリスト教徒、メリアム・ヤヒア・イブラヒムさんは、背教の罪で絞首刑、かん通罪でむち打ち100回の刑を受けていました。しかし、6月23日、控訴裁判所は、いずれの罪状も根拠がないとして、無実の判決を下し、イブラヒムさんは釈放されました。

イブラヒムさんは、結婚相手がキリスト教徒だという理由で昨年8月、かん通の罪で逮捕され起訴されました。スーダンのシャリア法では、イスラム教徒の女性が非イスラム教徒の男性と結婚することは認められず、結婚すれば、かん通とみなされます。また、自分は「キリスト教徒でありイスラム教徒ではない」と主張したため今年2月、背教の罪が追加されました。改宗をすれば死刑は免れることになっていましたが拒否したため、死刑判決が下されていました。

イブラヒムさんの釈放を求めて100万人以上が活動に参加しました。皆さん、ありがとうございました！

## ビルマ:タンアン博士の減刑が認められました！

ビルマ(ミャンマー)のタンアン博士は、ビルマのラカイン州マウンドーで起きた暴動に関わったとして11年の禁錮刑を受けましたが、減刑が認められました。

目撃者の証言では、実際にはタンアンさんは暴徒を鎮めようと呼びかけていたということです。アムネスティは、タンアンさんがイスラム社会で指導的立場にあるために無実の罪を着せられた良心の囚人であると考え、釈放を求めて当局に手紙を書く運動をしてきました。皆さんのご協力に感謝します。アムネスティはタンアンさんが釈放されるまで、引き続きアクションを続ける予定です。

## 中国:凶暴な夫を殺した女性の死刑判決が差戻し

中国の最高人民法院は、家庭内暴力に耐えかねて夫を殺害した女性に対する死刑判決を差し戻す決定を下しました。四川省の李彦さんは、2010年末に夫を殺害して、翌年8月に死刑判決を受けました。

しかし、李彦さんの兄弟は、最高人民法院が今年5月、再審のため四川省高級人民法院にこの件を差し戻したという知らせを受けました。この最高人民法院の決定は妥当であり、重要な意義があるとアムネスティでは考えています。

李さんの夫の家庭内暴力は、結婚して間もなく始まりました。夫は、妻を頻りに殴打し、煙草を顔に押しつけ、厳冬期に薄着のまま長時間ベランダに閉め出し、手の指を1本切り落としました。妻は、警察など関係当局に何度か保護を求めましたが、何の対応もなかったのです。

### UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本  
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F  
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778  
E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000円  
郵便振替 00120-9-133251  
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本